別記様式第十七号中「担当者氏名」を「担当者氏名
登録番号」に改め、同様式5イ中

「判断業務統括者	名」を
判断業務統括者	名」に、
第4条第3項第5号に規定する業務を行う者	名」
「管理に係る判断を行う者の氏名	名」を
管理に係る判断を行う者の氏名	名」に
第4条第3項第5号に規定する業務を行う者の氏名	名」

改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日（次項及び附則第三項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の不動産投資顧問業登録規程（次項において「新規程」という。）別記様式第一号及び別記様式第二号は、施行日以後にされた登録の申請について適用し、施行日前にされた登録の申請については、なお従前の例による。

3　新規程別記様式第十七号は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千二百八十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条の三第一項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める事項を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　やむを得ない事由が存する場合を除き、特例事業者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第八十三条の三第一項に規定する特例事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第八項に規定する事業参加者をいう。次号において同じ。）から事業契約（租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第四十三条の三第一項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。

二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、特例事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。

三　次に掲げる者からの出資額の合計が特例事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。

イ　対象不動産（令第四十三条の三第一項第一号に規定する対象不動産をいう。以下この号及び次号において同じ。）の譲渡人

ロ　対象不動産の譲渡人が法人の場合にあっては、その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。ニにおいて同じ。）

ハ　対象不動産の譲渡人が個人の場合にあっては、その特別関係者（令第四十条の八第十一項に規定する特別の関係がある者をいう。）

ニ　特例事業者の関係会社

四　対象不動産が法第八十三条の三第一項第三号に規定する建築物及び同項第四号に規定する土地である場合には、これらを同時に取得すること。

附　則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

○国土交通省告示第千二百八十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第十九項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項を次のように定めたので告示する。

平成二十五年十二月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　やむを得ない事由が存する場合を除き、特例事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）附則第十一条第十四項に規定する特例事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第八項に規定する事業参加者をいう。次号において同じ。）から事業契約（地方税法施行令（以下「令」という。）附則第七条第十九項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。

二　前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、特例事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。

三　次に掲げる者からの出資額の合計が特例事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。

イ　対象不動産（令附則第十一条第十九項第一号に規定する対象不動産をいう。以下この号及び次号において同じ。）の譲渡人

ロ　対象不動産の譲渡人が法人の場合にあっては、その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。ニにおいて同じ。）

ハ　対象不動産の譲渡人が個人の場合にあっては、その特別関係者（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の八第十一項に規定する特別の関係がある者をいう。）

ニ　特例事業者の関係会社

四　対象不動産が法附則第十一条第十四項第四号に規定する家屋及び同項第五号に規定する土地である場合には、これらを同時に取得すること。

附　則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

○国土交通省告示第千二百八十九号

登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）第七条第一号の規定に基づき、登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示（平成十八年国土交通省告示第千百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「九月以上」を「八・五月以上」に、「一年六月以上」を「一年三月以上」に、「二年六月以上」を「三年九月以上」に改め、同表の二の項中「三月以上」を「二・五月以上」に、「六月以上」を「五月以上」に改め、同表の三の項中「四・五月以上」を「三・五月以上」に、「九月以上」を「六・五月以上」に、「一年以上」を「八・五月以上」に改める。

別表第一の表備考を次のように改める。

備考

1　別表第二第一号イ備考及びロ備考2により、教育時間数又は期間を減ずることが認められる場合には、これに応じ、この表に掲げる修業期間を減ずることができる。

2　別表第二第一号ロ備考1により、実習用船舶による実習に係る科目の履修を免除することが認められる場合には、これに応じ、第一種区分のうち三級水先人養成施設における修業期間を「一年九月以上」に減ずることができる。